



東教 第1122号

令和6年9月13日

各市町教育委員会教育長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長

履歴書の確認について（依頼）

教職員人事給与情報システムに登録されている履歴事項を出力しましたので、下記のとおり確認をお願いします。

記

1 対象者

- (1) 令和6年6月1日現在在職する本採用及び再任用の県費負担教職員
- (2) 令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間に退職した本採用及び再任用の県費負担教職員

2 確認資料

県発令履歴書（本人確認用兼保存用）

3 確認方法及び訂正方法

平成27年3月20日付け教小第670号を御参照ください。

※上記通知で「押印する」となっているところは署名で差し支えありません。

※今回配布した履歴書について、平成26年4月以降に採用された者についても、平成26年3月以前の履歴事項が出力されていません（システム上は記載されています。）。平成26年4月以降の履歴事項のみ確認願います（令和6年4月1日採用者を除く。）。

4 履歴事項修正依頼書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年10月18日（金）
- (2) 提出方法 Excel ファイルをメール送付
- (3) 提出先 総務・人事・学事担当枝番アドレス (n3727275@pref.saitama.lg.jp)

※ 修正がある場合のみ、「履歴事項修正依頼書」等を提出してください。

担 当 総務・人事・学事担当 豊田

電 話 048-737-2727

履歴事項修正依頼書

記入日：令和 年 月 日

所属コード	学校名
作成者職・氏名	電話番号

所属コードを記入
してください。「追加」「修正」「削除」のい
ずれかを記入してください。

No.	職員番号 (半角6桁)	氏 名	項 目	区 分	修 正 前		修 正 後	
					年月日	発令機関	年月日	発令機関
1	111111	埼玉 一郎	生年月日	修正	S44.10.1		S45.10.1	
2	222222	埼玉 次郎	発令事項	修正	〇〇〇株式会社入社		×××株式会社入社	R2.4.1
3	222222	埼玉 次郎	発令事項	修正	×××株式会社入社		×××株式会社入社	R2.12.10
4	222222	埼玉 次郎	発令事項	修正	△△△市公立学校非常勤職員に採用する ただし、無給とする △△△市立△△△小学校に勤務を命ずる 任期は令和2年4月4日～令和3年12月18日 任期中の勤務時間 週29時間以内 計420時間	埼玉県教育委員会	△△△市公立学校非常勤職員に採用する ただし、無給とする △△△市立△△△小学校に勤務を命ずる 任期は令和2年4月4日～令和3年12月18日 任期中の勤務時間 週29時間以内 計420時間	△△△市教育委員会
5								
6								
7	333333	埼玉 三郎	発令事項	追加				
8	444444	埼玉 四郎	発令事項	削除				
9								

発令事項の「追加」「修正」「削除」は、「年月日」及び「発令機関」を記入してください。
※「発令機関」は、該当がある場合のみ追加の場合は
修正前は空欄削除の場合は
修正後は空欄

(様式)

履歴事項修正依頼書

記入日：令和 年 月 日

所属コード	学 校 名	
作成者職・氏名		電話番号

No.	職員番号 (半角6桁)	氏 名	項目	区分	修 正 前		修 正 後	
					年月日	発令機関	年月日	発令機関
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(別添)

履歴書の確認について（よくある御質問）

（全般的事項）

1 Q：年齢の基準日は令和6年6月1日現在か。

A：令和6年6月1日現在の年齢です。定年退職者等の年齢欄は空欄となっていますが、修正依頼書は不要です。なお、6月1日生まれの方についてはシステムの都合で正確に反映されていない場合があります。修正依頼書を御提出いただいても対応できませんので、その場合は、生年月日が間違いないかどうかについて確認してください。

2 Q：結婚等をし、姓が変更となったが旧姓のままとなっている。修正依頼書が必要か。

A：令和6年6月1日以降に改姓があった方については、市町教育委員会へ姓名変更届を提出してください。来年の履歴書配布時に変更されます。

それ以前に改姓があった方については、市町教育委員会へ姓名変更届が提出されているか確認してください。提出後、次年度の履歴書配布時から変更されます。

市町教育委員会へ姓名変更届が提出済みにもかかわらず旧姓となっていた場合は、修正依頼書の提出をお願いいたします。

3 Q：住所欄について、以前居住していた住所が記載されているが、修正依頼書が必要か。

A：上記2に準じます。姓名変更届を住所変更届に読み替えてください。

4 Q：育休・休職・日本人学校派遣等で本人の署名を受領できない場合の対応は。

A：校長の署名で対応してください。

（履歴事項欄）

5 Q：給与の差額支給があった年について、記載順が12月の次に6月となっている。修正依頼書で順番の修正は必要か。

A：発令日が同日であれば、修正依頼書の提出は必要ありません。

6 Q：給与の現給保障の記載について、発令機関が空欄になっている。修正依頼書が必要か。

A：修正依頼書の提出は必要ありません。

7 Q：定年退職後等に非常勤講師や臨時的任用の発令がある場合、確認が必要か。

A：確認は不要です。本採用職員の在職中の履歴内容について確認してください。

8 Q：令和6年6月の期末勤勉手当の記載がある。基準日は6月1日だが修正依頼書が必要か。

A：修正依頼書の提出は必要ありません。

(別添)

9 Q : 一部職員の履歴書に平成26年3月31日以前の履歴事項が出力されている。
内容の確認は必要か。

A : 令和6年度新採用者については、登録されている全ての履歴事項を出力しています。
平成26年3月31日以前の内容について、確認をお願いします。

※ その他不明点がありましたら、担当までお問い合わせください。